

宮崎県高次脳機能障がい支援者養成研修事業実施要綱

令和6年6月25日

障がい福祉課

（目的）

第1条 本事業は、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」（令和8年4月7日付け障障発0407第1号・障精発0407第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知。以下「課長通知」という。）のほか、この要綱の定めるところにより、宮崎県高次脳機能障がい支援者養成研修を実施し、高次脳機能障がいについての知識を得ることやその障がい特性を理解することで、高次脳機能障がいの障がい特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、県とする。ただし、事業の全部又は一部を適切に実施することができると認められる団体等に委託することができる。

（対象者）

第3条 研修の対象者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 県内に所在する障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等において高次脳機能障がい者の支援に従事する従業者
- （2） その他、県内に所在する医療機関や行政機関の職員等、本研修の実施主体が認める者

（研修内容）

第4条 研修の課程は次のとおりとする。

- （1） 基礎研修（講義・演習）
- （2） 実践研修（講義・演習）

2 前項に定める研修の標準的なカリキュラムは、課長通知のとおりとする。
なお、必要に応じて時間数を延長することや必要な科目を追加しても差し支えないものとする。

3 実践研修の受講者は、基礎研修の修了者とする。

(研修テキスト)

第5条 本研修のテキストについては、前条第2項のカリキュラムに沿った内容のテキストとする。

(修了証書の交付等)

第6条 知事は、本研修の修了者に対して、氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日を記載した修了証書（別記様式）を交付するとともに、修了者の名簿を作成し管理する。

(その他)

第7条 課長通知及び本要綱に基づき県が実施する研修は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）第78条第3項に規定する地域生活支援事業として行われる研修とする。ただし、基礎研修及び実践研修の両課程を修了した場合のみ、「高次脳機能障害（者）支援体制加算」の算定要件を満たすものとする。

2 国立障害者リハビリテーションセンターが実施する「高次脳機能障害支援養成研修（指導者研修）」及び当該研修と同等の内容のものは、前項の研修に準ずるものとして取り扱う。

附 則

この要綱は、令和6年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月16日から施行する。

(別記様式)

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、(年号) 年度宮崎県高次脳機能障がい支援者養成研修において〇〇研修を修了したことを証します。

※ 〇〇には「基礎」「実践」のいずれかを記入する。

年 月 日

宮 崎 県 知 事

